

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）の成立に伴う条例制定等について

一括法の概要

一括法は、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を目的に、施設・公物施設設置基準などの義務付け・枠付けの見直しを行い、これまで政省令で示されていた施設設置基準等を条例化することで、地方自治体の条例制定権を拡大するものです。

市障がい福祉課所管の法令等への影響

障がい福祉課が所管する法令等について、関連するのは以下のとおりです。以下の法律で引用される政省令の基準が市の条例委任されることとなりました。

- ・対象法律：児童福祉法
 - 障害者自立支援法
- ・対象政省令：児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 - 児童福祉施設最低基準
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

条例委任への対応

一括法では、上記の政省令を、3つの基準（従うべき基準・標準・参酌すべき基準）に従って条例化する旨が示されています。以下の対応表のようにそれぞれの基準ごとに政省令と条例との対応関係が示されているため、条例化する基準の全てについて市の裁量が及ぶわけではありませんが、市の裁量が及ぶ部分については、地域の実情を反映した条例の策定を検討しています。

条例委任する場合の基準設定の類型

分類	内容	政省令と異なるものを定めることの許容の程度	政省令との対応関係
従うべき基準	政省令に必ず適合しなければならない基準	許容されない。 当該基準の範囲内であれば許容される。	人員配置基準 居室面積基準 人権に直結する運営基準 等
標準	政省令に通常よるべき基準	合理的理由に基づき説明責任を果たせば許容される。	利用定員基準
参酌すべき基準	政省令を十分に参照しなければならない基準	行為規範を伴い説明責任を果たせば許容される。	その他

スケジュール（予定）

- 23年11月 パブリックコメント
例規審査
- 24年 2月 議会上程
- 4月 条例施行

新潟市障がい者地域自立支援協議会開催に際して

政省令の条例化にあたり、本件の実情にあった条例を策定するため、新潟市障がい者地域自立支援協議会において、ご意見をいただきたいと考えております。

つきましては、現行の基準について、本市の実情を踏まえた際に必要だと考えられる改正点等のご意見をお聞かせくださるようお願いいたします。

(提出先) 新潟市障がい福祉課介護給付係 井浦 行
E-mail y.iura11@city.niigata.lg.jp
FAX 025-223-1500

条例を策定するにあたっての意見

所属	
氏名	

意見	
理由	

提出期限：平成23年10月20日（木）